

## 滋賀県電子納品ガイドライン(案)の準用について

「滋賀県電子納品運用ガイドライン(案)」〔土木工事編〕、〔委託業務編〕、〔付録〕を準用する。水道事業を対象とし、下記のとおり読替える。令和2年6月1日以降に契約する工事・委託業務に適用する。

滋賀県電子納品ガイドライン(案)	読替え後
滋賀県	滋賀県企業庁
滋賀県電子納品・保管管理運用ルール	滋賀県企業庁電子納品・保管運用ルール
技術管理課	経営課計画管理室
(1-1. 適用) ・河川事業 ・道路事業 ・公園事業 (・下水道事業)	・水道事業
(2-3. 電子納品・保管管理に関する運用ルール) 「滋賀県電子納品・保管管理システム」を運用	「滋賀県電子納品・保管管理システム」は利用せず、保管庫にて保管する。
(4-3. 図面の様式 表題欄の寸法および様式) 設計便覧(案)第1編土木工事共通編の運用事項(平成18年12月))	設計便覧(案)水道編(平成30年4月)